

令和8年1月

事業者の皆様

旭川市契約課

契約の保証事務の取扱方針の一部改正について

契約の保証事務の取扱方針（以下「取扱方針」という。）を次のとおり一部改正する。

1 改正内容

取扱方針第6項「1件の予定価格が300万円未満であるとき」を「1件の予定価格が500万円未満であるとき」に改正する。

2 改正理由

これまで、取扱方針で契約保証金納付免除とする建設工事については、取扱方針第6項で示す「1件の予定価格が300万円未満であるとき」及び「契約の相手方が共同企業体であるとき」としてきたところである。

この度、地方自治法施行令の改正により随意契約の限度額が引き上げられ、一層の事務の簡素化が図られることとなったことを踏まえ、契約保証金納付免除対象額について、予定価格により契約保証金を納付免除とする額を「500万円未満」に引き上げる。

3 新旧対照表及び改正後の取扱方針

別添のとおり。

4 施行年月日

令和8年2月1日